

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年4月19日(火) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 川脇 幸子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 岡野 保雄 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 驛重 寛和 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☐ 欠席☒

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明について

議案第4号 住宅に付属した農地指定申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第6号 水田埋立畑地造成の届出について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一成

署名委員 福本卓雄

署名委員 永田洋一

議長 ただ今から、令和4年第4回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に永田委員と福本委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 現況証明について』

『議案第4号 住宅に付属した農地指定申請について』

『議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

『報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 それでは、議事に入る前に、訂正が2カ所ありますので、先に訂正をさせていただきます。2ページの議案第2号の3、自治会名が長田になっておりますが、これは天神でございます。それから、ページをめくっていただいて、12ページ、丸囲いの中に、令和3年4月総会にて現況証明済みと書かれていますが、ここが6月の誤りでございます。その2点を直していただければと思います。すみません。それでは、議事に入らせていただきます。ページ番号4をお開き下さい。申請地は、役場より南南東3.2kmに位置する第三種農地です。位置は3条－1で示しています。

同一ページに次の議案第2号1番で説明するものについて5条－1で記載しておりますが、こちらについては後程説明します。

本案件については、先月の総会にて住宅に付属する農地として認定したもので

す。譲受人は、隣接する住宅と一緒に申請地を取得する予定です。

利用計画について、自家消費を目的として季節野菜などを栽培するということで申請されています。以上です

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 これは、山口に住んでおられる人が、麻郷の親戚のところの、畑と家を相続しておられるようです。そして、その人が、家の周りにある畑を2筆ほど、野菜を植えるという申請です。それから、5条-1というのが下にありますが、これで真砂土や、材料を販売するという、2つの申請です。問題はありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。ありがとうございます。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

議長 次に「議案第2号 農地法第5条による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4と5を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南南東3.2kmに位置する第三種農地です。位置は5条-1で示しています。転用目的については、譲受人が個人経営する不動産リフォーム業に伴う資材置場です。先程の議案第1号1番と同様の譲受人が申請しているもので、取得する住宅と併せて自宅付近に資材置場を確保するために申請されています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いしたいと思いますが、驛重委員は先程説明されましたので、重森委員（何かございますか）。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 （質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。ありがとうございます。（挙手全員）挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6と7を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南3.1kmに位置する第三種農地です。位置は5条-2で示しています。

転用目的については、郵便局舎の建築です。県道拡幅工事により移転する必要が生じ、従前局舎に近く、利用者に対して新たな負担が生じないため申請地を選定したとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 これは去年の1月、●さんより話がありまして、役場の方にはそれより前に、向かいの土地を譲ってくれという話がありました。役場の方も納得して推進したいということなので、基本的に解決しております。問題はありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 （質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第

2号2を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
ありがとうございます。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号
2番は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号8と9を一緒にご覧ください。申請地は、役場より東南東
1.5kmに位置する第三種農地です。位置は5条ー3で示しています。
転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設
備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自
治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら
お願いします。

塩田委員 申請地につきましては、3月に農地転用が済んだ土地のすぐそばで
あり、特に問題はありません。

南委員 私も別にないと思います。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第
2号3を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号3番は原案のとおり決定
致しました。

次に議案第2号4番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号10と11を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南
南西1.0kmに位置する第二種農地です。位置は5条ー4で示しています。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地の周辺は、もう既に太陽光発電の工事がされていますので、問題はないと思います。

南委員 私も、この場合は休耕田として、ずっと生い茂っておりましたので、逆にいうと太陽光発電でやったほうが、環境整備にもいいかなと思っておりますので、異議はありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号4を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号4番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号12をご覧ください。申請地は、役場より北東1.3kmに位置する第二種農地です。位置は現況－1で示しています。

事務局で現地を確認しましたが雑木が繁殖している状況でした。

申請によると申請地は後継者不在等の理由により30年程前から耕作放棄されています、2～10mの竹木や雑草等が繁殖しており、付近一帯は同様に耕作放棄地となっております。

なお、昨年6月総会において、隣接地を現況証明しておりますので申し添えます。

す。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 現地は、説明のとおり長い間耕作がされておらず、雑木等が繁茂しておりますので、荒廃地となっている状況です。以上です。

永田委員 別に問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、議案第3号1番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に議案第3号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号13をご覧ください。申請地は、役場より南東900mに位置する第三種農地です。位置は現況-2で示しています。

申請者は田布施町です。町道を含む1筆の一部について、払下げを行うものです。管轄は建設課で、境界の確認等は済ましていることを確認しております。現地は町道が通っており現況地目も「道」ですが、登記地目が町道を新設する前の「田」のままで残っていたものと考えられます。この度の払下げに伴い所有権移転をする必要が生じたため申請がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 申請地横で工事が行われています。それに伴い現況証明するということで問題ありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 （質疑なし）特にないようですので、議案第3号2番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に「議案第4号 住宅に付属した農地指定申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号14をご覧ください。申請地は、役場より南南西400mに位置する第三種農地です。位置は住宅付属－1で示しています。

地図上で付属する住宅と示している住宅と併せて購入予定者がいるとのことです。事務局で現地を確認したところ、住宅に隣接する、住宅地の間に点在する農地です。

住宅に付属する農地に認定された後は、申請地及び住宅について、所有者と購入者が売買契約を結び購入者が居住を予定しているとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 この件につきましては、住宅地と畑が隣接しています。また、現在も畑として使われていますので、問題はありません。

南委員 私も問題はありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 （質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。ありがとうございます。（挙手全員）挙手全員です。したがって、議案第4号1番は原案のとおり決定致しました。

議長 次に「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

る農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号15から16に記載しておりますが詳しくは16に記載しておりますので16ページをご覧ください。今回は新規4筆、9,550㎡及び更新12筆20,210㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通り。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で公告及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 (質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第5号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。ありがとうございます。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり決定しました。

議長 次に「報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号17をご覧ください。申請地は、役場より南南東3.4kmに位置する第三種農地です。位置図では畑造-1で示しています。

届出内容についてですが、届出地については、水はけが悪いため、水田活用は見込めないとのこと。所有者は遠方に住んでおり管理困難で悩んでいたところ、見かねた届出地の隣接地所有者から畑としてなら耕作をしても良いとの提案があり、畑地として利用してもらうため造成するものです。

なお、利用権についても今月の議案に記載しておりますので申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 これは、16のページの13番の県外にお住まいの、●さんという方からの申請です。実際に現地を見たところ、3メートル以上から4メートルくらいある草が生えております。説明があるように、水はけの悪い田んぼですから、田んぼとしては使えないので、1メートルくらい土を盛って畑として利用します。隣の人が綺麗に整備した田んぼを持っておられるんですけど、その人が畑なら作ってあげるよということで、話がついたということです。また、●さんも県外から帰られて、隣の人との打ち合わせはもう済んでおられるようです。問題ありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。（質疑なし）特になければこれは受理・承認とします。以上をもちまして、議案の全てを終了いたしました。

続きまして、手元の資料をもとに協議事項に移ります。

